

一般組合員の退職予定者に係る年金関係手続きについて

一般組合員の資格を喪失する場合に必要な手続きをご案内します。

(☞別紙のフローチャートも参照してください。)

なお、短期組合員は当共済組合の年金制度の適用はないため手続きはありません。(下表参照)

記

「退職届書」及び「改定請求書等」の提出は不要となりました。

※任命権者からの情報提供に基づき事務を進めます。今後、「退職届書」の送付は行いません。

1 資格喪失について

下記の①～③に該当する資格喪失は、年金に関する手続きが必要です。(裏面3参照)

- ① 「退職」 : 一般組合員を退職(任意継続組合員に加入する場合も含む。)*
 - ② 「資格変動」: 任用形態の変更により一般組合員から短期組合員に変わるとき
 - ③ 「転出」 : 一般組合員が、1日も空かず他共済・他支部の一般組合員となるとき
- *: 任意継続組合員は、年金制度の加入はありません。

(参考) ②の「資格変動」の例

- (1) 再任用フルタイム職員【一般組合員】 → 再任用短時間職員(週20H超)【短期組合員】
- (2) 常勤職員【一般組合員】 → 臨時的任用職員【短期組合員】
- (3) 常勤職員【一般組合員】 → 非常勤職員(社会保険適用時のみ)【短期組合員】

2 組合員種別について

組合員種別	社会保険制度		主な任用形態
	健康保険	年金	
一般組合員	公立学校共済組合	公立学校共済組合	常勤一般職員 再任用フルタイム職員 任期付職員 フルタイム非常勤職員(12月超) ※2
短期組合員	公立学校共済組合	日本年金機構	再任用短時間職員(週20H以上) 臨時的任用職員 パートタイム非常勤職員 ※1 フルタイム非常勤職員(12月以下) ※2

※1 非常勤職員の社会保険適用には、週20時間以上勤務等の一定の雇用条件があります。詳細については、任命権者へご確認ください。

※2 フルタイムの非常勤職員は、雇用が引き続き12月を超えた場合、13月目の初日から一般組合員になります。

3 資格喪失手続きについて（別紙のフローチャートも参照してください。）

	資格喪失時の年齢等	喪失事由	提出書類	共済組合の事務処理※
I	64歳以上（S35.4.1以前生まれ） *障害年金受給者を含む	① 退職 ② 資格変動	退職・資格変動調査票 （老齢・障害年金受給者用） ^{（注1）}	年金改定処理 ^{（注4）}
II	63歳以下（S35.4.2以降生まれ） *障害年金受給者を含む	① 退職 ② 資格変動	履歴書 ^{（注2）}	年金待機者登録 ^{（注5）} 年金の繰上げ請求については、注6参照
III	他共済・他支部へ1日もあかず 一般組合員として異動する職員	③ 転出	転出届書 ^{（注3）} 履歴書 ^{（注2）}	原票移管

注1	「退職・資格変動調査票」 （老齢・障害年金受給者用）	別添をコピー又は当支部ホームページから印刷してください。
注2	履歴書 別紙 手続きフローチャートの裏面参照	共済組合で2部必要です。 退職手当用と併せて作成し、各教育委員会の指示に従い提出してください。（大阪市及び堺市の学校園・大学・教育庁の教職員を除く） 履歴書が必要な場合 60歳以下の常勤一般組合員の退職（資格喪失）・資格変動・転出。 履歴書が不要な場合(原則) 再任用フルタイム・任期付職員の退職（資格喪失）・資格変動・転出。ただし、履歴事項に行政処分等（禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限）がある方は、履歴書の提出が必要です。
注3	転出届書	当支部ホームページから印刷してください。
注4	年金改定処理	年金の決定状況により、必要書類を本人あてに送付する場合があります。
注5	年金待機者登録	64歳到達時の年金請求書は、誕生日の直前にご自宅へ送付します。
注6	年金の繰上げ請求 ★	60歳到達後に年金の繰上げ請求する方は、当支部HPより「老齢厚生年金等 繰上げ請求申込書」を印刷してR6年2月末までに提出してください。 ※既に「年金待機者登録」が完了されている方は当共済組合本部への手続きとなります。

- ★ 繰上げ請求の制度については、「教職員のための共済のしおり」（令和5年3月版）・令和5年度「退職準備のための共済制度・手続きガイドブック」をよくご確認のうえ、手続きしてください。（当支部のHPから閲覧可能）
- ★ 年金の繰上げ請求については、申込書の提出により「繰上げ年金請求書類一式」を送付希望先へ送付します。
R6年4月分からの支給を希望される場合は、R6.3.31まで（必着）に当支部へ請求書類一式を提出してください。

※ 共済組合の事務処理について

共済組合では、各任命権者からの情報提供や提出書類により、次の事務処理を行います。

- ・ I 「年金改定処理」 : 「退職・資格変動調査票」（老齢・障害年金受給者用）の提出をいただいてから、年金額を再計算し、在職による年金支給停止を解除します。
- ・ II 「年金待機者登録」 : 将来の年金請求に備え、年金決定に必要な情報（組合員期間や報酬額情報等）を登録します。登録後、当共済組合本部からご自宅に「年金待機者登録通知書」等が届きます。
- ・ III 「原票移管」 : 転出先に大阪支部での年金加入記録を引き継ぎます。

当支部HP：『公立学校共済組合大阪支部』[検索](#) → 手続きナビ「様式集（諸用紙のダウンロード）」 → 「長期給付関係（年金）」の様式

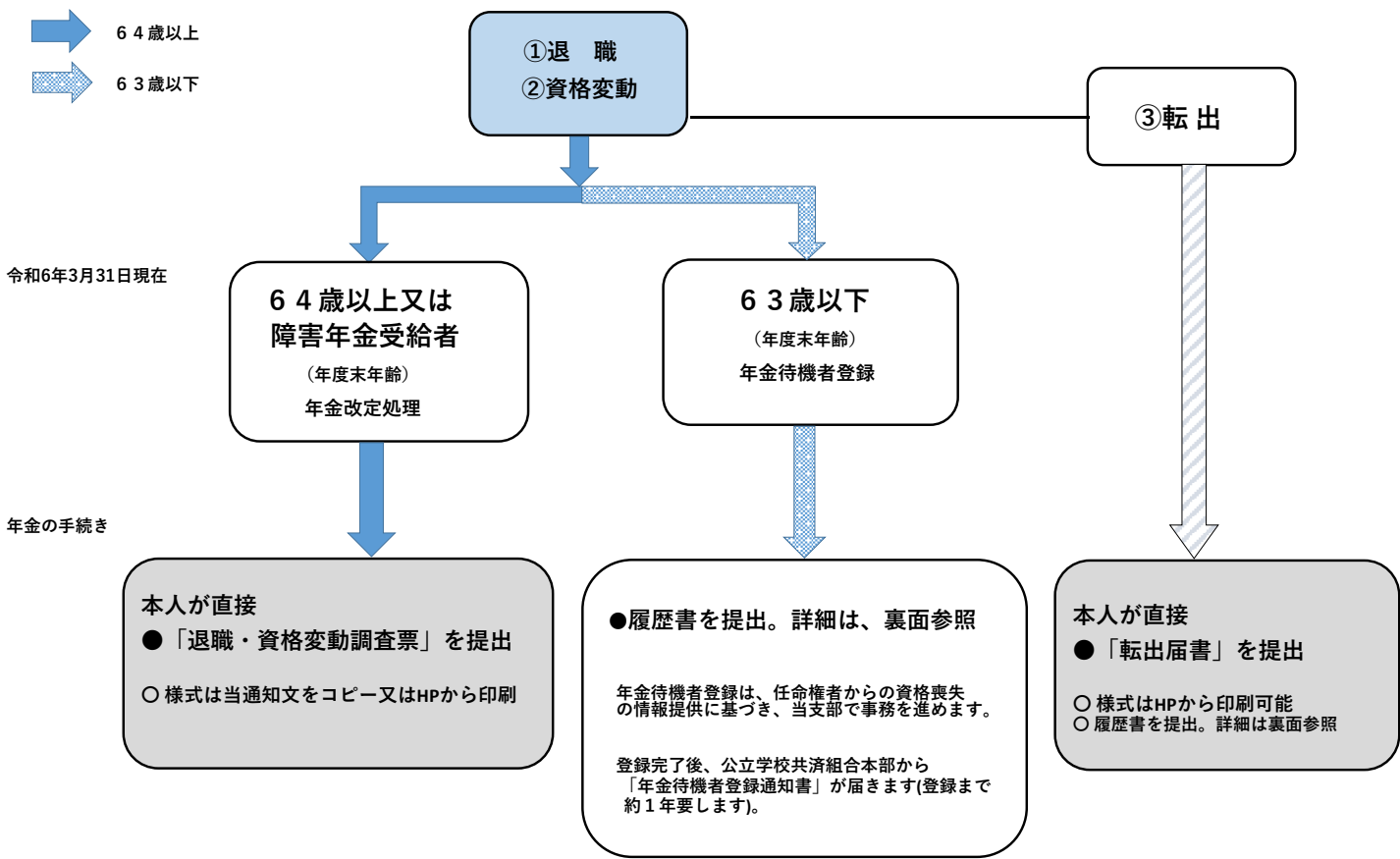
<様式の更新について> 「退職・資格変動調査票」・「老齢厚生年金等 繰上げ請求申込書」は、R5.12月中旬頃にHP内の様式を更新予定していますので、更新後の様式を印刷してご使用ください。

【お問い合わせ及び送付先】

〒540-8571 大阪府庁内
公立学校共済組合大阪支部 年金グループ
TEL: 06-6941-0351（内線 3486・3490）
FAX: 06-6941-3672

一般組合員の資格喪失の手続きフローチャート

- ①「退職」 : 一般組合員を退職（任意継続組合員に加入する場合も含む）。
- ②「資格変動」 : 任用形態の変更により一般組合員から1日も空かず短期組合員に変わるとき。
- ③「転出」 : 一般組合員が、1日も空かず他共済・他支部の一般組合員となるとき。



当支部HP : 『公立学校共済組合大阪支部』検索 → 手続きナビ「様式集(諸用紙のダウンロード)」 → 「長期給付関係(年金)」の様式

<様式の更新について> 「退職・資格変動調査票」は、R5.12月中旬頃にHP内の様式を更新予定していますので、更新後の様式を印刷してご使用ください。

別紙

履歴書の作成について

◎履歴書が必要な場合…60歳以下の常勤一般組合員の退職(資格喪失)・資格変動・転出。

◎履歴書が不要な場合(原則)…再任用フルタイム・任期付職員の退職(資格喪失)・資格変動・転出。ただし、処分等がある方は提出が必要です。

※ 退職手当用と併せて作成し、各教育委員会の指示に従い提出してください。

- ・ 老齢厚生年金等の年金額を算定するため共済組合の年金用(2部)及び退職手当の請求のために(1部)が必要です。 任命権者の控え(1部)が必要な場合もあります。
- ・ 他共済や当共済組合の他支部へ転出する場合も履歴書が必要です。(1日も空かず引き続くことで退職手当の支給がない場合は、共済組合の年金用に2部必要になります。)

作成が不要な所属所 (別途、任命権者で作成し、共済組合に直接提出されます。)

- ①大阪府教育庁の職員 ②大学の教職員 ③堺市立小中学校・高等学校・支援学校・幼稚園等
④大阪市小中学校・幼稚園等 ※大阪市は、退職手当用に別途1部必要です。

※ 履歴書の様式・記入要領については、大阪支部HP：手続きナビ「様式集(諸用紙のダウンロード)」をご確認ください。